



八千代市ク推指令第3号  
平成31年4月1日

許 可 証

住 所 習志野市東習志野六丁目16番26号  
氏 名 有限会社 橋本  
代表取締役 橋 本 豊 様

八千代市長 服 部 友 則



平成31年2月22日に申請のあった一般廃棄物処理業については、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	習志野市東習志野六丁目16番26号 有限会社 橋本
取扱い廃棄物の種類	一般廃棄物 (ごみ)
収集運搬又は処分の別	収集・運搬
許 可 番 号	第 26 号
許 可 期 間	平成31年4月 1日 から 平成33年3月31日 まで
許 可 区 域	八千代市全域
条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則その他関連法規を遵守すること。</li> <li>2 市及び関係機関の指導に従うこと。</li> <li>3 記載事項等に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。</li> <li>4 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条に規定する搬入手数料については、遅滞なく納入すること。</li> <li>5 以上の許可条件に反した場合、許可を取り消すこととする。</li> </ol>

※元号については、平成31年5月1日に改元することとされていますが、本許可証発行時点では新元号が決定されていないことから、「平成」で表記しています。そのため、平成31年5月以降は、新元号に読み替えて適用をお願いいたします。